

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 清水 芳将

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

都市整備部

都市政策課、建築指導課、公園花とみどり課、区画整理課

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成30年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

中村 研二

坂本 心次

4 監査の実施期間

平成30年4月3日から平成30年6月15日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

都市政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	大道理「もやい便」運行における収入について、出納員等に関する規則に基づく収納がされていないものがあった。
---	------	--

	措置状況	今後は、出納員等に関する規則に基づく収納を行います。
--	------	----------------------------

(2) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託執行結果について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

公園花とみどり課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	都市公園使用料の減免について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	廃棄物収集運搬処分等の委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面が作成されていないものがあった。
	措置状況	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面を作成します。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	都市公園占用許可等に係る使用料について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を徴収します。